

-----  
■□■ 宅地建物取引士 ■□■

■□■ 被保佐人と被補助人 ■□■  
-----

(質問) 被保佐人が贈与を断るには保佐人の同意が必要？

(回答) 必要です

(記事内容)

**【判断能力が著しく不十分になると？】**

被保佐人になることを申請できます。

被保佐人とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者として、家庭裁判所による保佐開始の審判を受けた者をいいます。

成年被後見人よりも精神上的の障害が軽い状態にある人です。

この審判は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人または検察官の請求により、することができます。

**【被保佐人になるとどうなるの？】**

被保佐人は、不動産の売買や保証などの法律に定められた一定の重要な契約等を行う場合に限り、保佐人の同意またはそれに代わる家庭裁判所の許可が必要です。ただし、日用品の購入その他の日常生活に関する行為は同意が不要です。

**【一定の重要な契約等とは？】**

同意が必要な法律に定められた一定の重要な行為とは次のものです。

- 1 元本を領収し、または利用すること
- 2 借財または保証をすること
- 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること

- 4 訴訟行為をすること
- 5 贈与、和解または仲裁合意をすること
- 6 相続の承認もしくは放棄または遺産の分割をすること
- 7 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、または負担付遺贈を承認すること
- 8 新築、改築、増築または大修繕をすること
- 9 一定期間（土地5年、建物3年）を超える賃貸借をすること
- 10 前記1～9に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること

**【同意を得ないとどうなるの？】**

保佐人の同意が必要な行為であるにもかかわらず、同意も、それに代わる家庭裁判所の許可も得ずに行われた被保佐人の行為は、被保佐人本人や保佐人が取り消すことができます。被保佐人自身が取り消す場合でも、未成年者と同様に、そのために保佐人の同意を要するわけではありません。

取消権者は取り消さずに追認することもできます。追認は相手方に対して行います。追認すると取り消すことができなくなります。なお、被保佐人は保佐人の同意がなければ追認できません。

**【判断能力が不十分になると？】**

被補助人になることを申請できます。

被補助人とは、精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な者として、家庭裁判所による補助開始の審判を受けた者をいいます。被保佐人よりも精神上的障害が軽い状態にある人です。

この審判は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人または検察官の請求により、することができます。ただし、成年後見や保佐と異なり、本人以外の者の請求で開始するときは、本人の同意が必要となります。

**【補助人になるとどうなるの？】**

家庭裁判所が審判する特定の行為（被保佐人が同意を要する行為の一部）についてだけ、補助人の同意が必要となります。

補助人の同意が必要な行為であるにもかかわらず、同意も、それに代わる家庭裁判所の許可も得ずに行われた被補助人の行為は、被補助人本人や補助人が取り消すことができます。被補助人自身が取り消す場合でも、未成年者と同様に、そのために補助人の同意を要するわけではありません。

ただし、取消権者は取り消さずに追認することもできます。追認は相手方に対して行います。追認すると取り消すことができなくなります。なお、被補助人は補助人の同意がなければ追認できません。

(過去問題にチャレンジ！)

【問題】 制限行為能力者に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。(2016年度問2)

- 1 古着の仕入販売に関する営業を許された未成年者は、成年者と同一の行為能力を有するので、法定代理人の同意を得ないで、自己が居住するために建物を第三者から購入したとしても、その法定代理人は当該売買契約を取り消すことができない。
- 2 被保佐人が、不動産を売却する場合には、保佐人の同意が必要であるが、贈与の申し出を拒絶する場合には、保佐人の同意は不要である。
- 3 成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人が居住している建物を売却する際、後見監督人がいる場合には、後見監督人の許可があれば足り、家庭裁判所の許可は不要である。
- 4 被補助人が、補助人の同意を得なければならない行為について、同意を得ていないにもかかわらず、詐術を用いて相手方に補助人の同意を得たと信じさせていたときは、被補助人は当該行為を取り消すことができない。

正解：4

1 × 一種または数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有します（民法6条）。未成年者が営業を営む場合、営業に関連して起きる取引行為についてそのつど許可を求めるのは、大変わずらわしいし、それでは、その営業を発展させる支障にもなりかねないので、民法は、営業許可に関する行為能力の自由を認めました。営業に関する行為とは、営業を行うのに直接・間接に必要な一切の行為を含みます（資金の借入れ・店舗の購入・店員の雇い入れ・広告などの準備行為など）。本問の場合、古着の仕入販売に関する営業を許可されているだけであり、自己が居住するための建物の購入はここに含まれていません。したがって、法定代理人の同意を得ずに行った当該売買契約は取り消すことができます。

2 × 被保佐人が一定の行為をするには、その保佐人の同意を得なければなりません（民法13条1項）。不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすることも（同項3号）、贈与の申込みを拒絶することも（同項7号）、保佐人の同意が必要な行為です。なお、贈与することは同意が必要ですが、贈与を受けることは同意が不要です。

3 × 成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物またはその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除または抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければなりません（民法859条の3）。この規定は成年後見監督人について準用されています（民法852条）。つまり、後見監督人は家庭裁判所に代わって許可を出す権限はなく、家庭裁判所に許可を求める立場です。なお、後見監督人の職務は、①後見人の事務を監督すること、②後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること、③急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること、④後見人またはその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表することです（民法851条）。

4○ 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができません（民法21条）。同意を得たと信じさせることも詐術にあたります（大判明治37年6月16日、大判大正12年8月2日）。

筆：Ken ビジネススクール代表 田中謙次